

Life Design Focus

障害者が参加する防災訓練—聴覚障害者・GH入居者の参加事例

第一生命経済研究所 ライフデザイン研究本部 研究開発室 水野 映子

拙著「防災訓練に障害者が参加することの意義」(『Life Design Report』2013年4月)においては、障害者の防災訓練への参加状況などについて述べたうえで、障害者が参加する防災関連行事の一例として横浜市西区社会福祉協議会が主催した「障がい児・者避難所体験」を紹介した。引き続き今回は、筆者が見学した事例のうち聴覚障害者が参加した東京都練馬区の防災訓練、およびグループホーム*¹(以下、GH)に入居する障害者が参加した横浜市都筑区の防災訓練を紹介し、これらの事例について考察する。

<聴覚障害者が参加した防災訓練(東京都練馬区)の事例>

練馬区には約70万9千人(2013年3月1日現在)が居住し、99か所の避難拠点*²がある。

練馬区では聴覚障害者と地域住民がともに参加する「聴覚障害者合同防災訓練」が2003～2012年度の間に7回、各回1か所の避難拠点(区内の小中学校または中学校)で実施された。実施主体は練馬区、避難拠点の運営連絡会、区内の聴覚障害者団体および手話サークルである。

筆者が見学した2012年度の訓練には、聴覚障害者と手話サークルのメンバー約40名、地域住民約40名などが集まった。訓練ではまず、聴覚障害者と聴者(聴覚障害のない地域住民)が2人1組になったうえで、資器材(発電機、バーナーなど)の操作訓練や備蓄倉庫の見学、防災に関する映像の視聴などをおこなった。映像を視聴する際には手話通訳・要約筆記がついたが、それ以外の多くの場面では担当者の口頭による説明を聴者が聴覚障害者に筆談で伝えた。聴者からは、筆談が説明に追いつかない場合どのようにしたらよいか、という質問もあがった。

続いてコミュニケーション伝達訓練では、災害時用の物資の名前が書かれたカードを聴覚障害者が受け取ってその内容を聴者に身ぶりで伝え、聴者がその物資を取ってこられるかどうかをゲーム形式で競った(写真1)。最後に、参加者同士が筆談で感想・意見を交換した。聴者は慣れない筆談や身ぶりなどでのコミュニケーションを通じて、情報を速く正確に伝えることの難しさや大切さを実感したようであった。

写真1 コミュニケーション伝達訓練の様子(聴覚障害者が聴者に身ぶりで伝えている)



注：筆者撮影。個人情報等を考慮して画像を処理した。

＜グループホーム入居者が参加した防災訓練(横浜市都筑区)の事例＞

続いて横浜市都筑区の事例を紹介する。都筑区には約20万8千人(2013年2月28日現在)が住み、27の地域防災拠点*²がある。

都筑区では2008年度から2011年度までは毎年1か所の地域防災拠点(区内の小中学校または中学校)において、障害者などが参加する防災訓練が実施された。初回の2008年度の訓練は地域防災拠点の運営委員会と障害者団体のみでおこなわれたが、次年度からは一般の住民が参加する訓練に障害者など(2009・2010年度には障害者団体と外国人、2011年度には障害者団体とGH入居者)が加わる形となった。

さらに2012年度には、「GH等の障害児・者の地域防災拠点訓練への参加」が区政運営方針に明記され、1か所だけでなくより多くの防災訓練への障害者の参加が進められることとなった。その結果、2012年度末までに区内のGH35か所、障害者地域作業所6か所、障害者団体3団体から知的障害者95名、身体障害者17名、精神障害者13名、およびその支援者66名が、14拠点の防災訓練に参加した。筆者はこのうち、2012年11月に実施された1拠点の防災訓練を見学した。

この訓練には、2か所のGHから入居者(主に知的障害者)9名と職員4名が参加した。地域防災拠点である学校までは、避難訓練も兼ねてGHから徒歩で移動した(写真2)。

地域防災拠点での訓練の内容は、けが人の搬送、仮設トイレの組み立て、炊き出しなど一般的な訓練が中心であり、GHの入居者は主にこれらを見学した。参加者同士が直接交流する機会はあまり見受けられなかったが、GH入居者の存在を周囲に知らせる機会になったと考えられる。

写真2 GHから地域防災拠点まで移動する様子



注：写真1と同じ

＜災害時要援護者が参加する防災訓練の特徴＞

災害時要援護者*³と呼ばれる障害者などと地域住民がともに参加する防災訓練の重要性はこれまでも指摘されているが、それに関する既存調査は少ない。また筆者が見学した事例は、首都圏で実施された防災訓練の一部に過ぎない。よってそういった防災訓練の特徴について網羅的に述べることはできないが、これまでに紹介した事例や文献・ウェブ上で散見された事例は、大きくは以下のように分けられる。

まず実施主体は、町内会・自治会やそれらを含む地域の組織である場合と、災害時要援護者の当事者団体や支援団体である場合がある。前者の例としては横浜市都筑区の地域防災拠点の運営委員会（地域、学校職員、区の担当者などで構成）が中心となっておこなった防災訓練、後者の例としては横浜市西区社会福祉協議会主催の避難所体験があげられる。特に前者では自治体がかかり関与していることもある。

また、訓練に参加する災害時要援護者の属性は、障害者以外には外国人の場合などもある。参加する障害者の内訳は、練馬区の聴覚障害者合同防災訓練のように特定の障害者が主である場合と、さまざまな障害者が混在している場合がある。

ただ実施主体や参加者などに違いはあっても、災害時要援護者と地域住民との接点をつくり、災害に備えることを目的とする点は、どの事例においても共通している。これまでに紹介した3つの事例のように、数回にわたって実施したり、準備段階から連携したりすることにより、相互の理解や信頼がより深められていると思われる事例もある。

東日本大震災の発生から2年が経過し、人々の防災意識が薄れつつある。だが災害はまたいつ、どこで起きるかわからない。災害時要援護者、そして地域全体を災害から守るための取り組みのひとつとして、災害時要援護者・地域住民の双方が参加する防災訓練に今後も注目したい。

(みずの えいこ 上席主任研究員)

【謝辞】

本稿および前稿「防災訓練に障害者が参加することの意義」の執筆にあたってご協力頂いた練馬区、横浜市都筑区、横浜市西区社会福祉協議会の関係者の方々に、紙面を借りてお礼申し上げます。

【注釈】

- * 1 グループホームとは一般に、障害者や認知症の高齢者などが専門スタッフによる日常生活上の援助を受けながら少人数で共同生活を営む住まいを意味することが多い。本稿では主に障害者のグループホームを指す。
- * 2 練馬区における「避難拠点」、横浜市における「地域防災拠点」は、いずれも災害時の避難場所として指定されている場所（それぞれ練馬区立・横浜市の小中学校）を指す。
- * 3 「災害時要援護者避難支援ガイドライン（改訂版）」（災害時要援護者の避難対策に関する検討会2006年）においては、「いわゆる『災害時要援護者』とは、必要な情報を迅速かつ確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられている」とされている。